

令和6年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和6年9月9日(月曜日)
午前10時00分 開会

都市整備部長 清水真史君
市立美唄病院事務局長 藤井俊禎君
消 防 長 後藤博昭君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 上村名津美君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第50号 令和6年度美唄市一般
会計補正予算(第6号)
第3 一般質問

教 育 長 石塚信彦君
教 育 部 長 杉本竜一君

選挙管理委員会委員長 中田礼治君
選挙管理委員会事務局長 堀澤宏史君

◎出席議員(14人)

議 長 谷村知重君
副議長 楠 徹也君
1番 永森峰生君
2番 伊原潤司君
3番 江川いつみ君
4番 海鉾則秀君
5番 古賀崇之君
6番 吉岡建二郎君
7番 本郷幸治君
8番 齋藤久美夫君
9番 山上他美夫君
10番 森 明人君
11番 川上美樹君
13番 松山教宗君

農業委員会会長 畑 雄二君
農業委員会事務局長 山下康行君

監 査 委 員 西尾 正君
監査事務局長 高橋修也君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門田昌之君
次 長 新 宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員

9番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、議案第50号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第6号)

◎出席説明員

市 長 桜井 恒君
副 市 長 土屋 貴久君
総 務 部 長 村上 孝徳君
市 民 部 長 児玉 ゆかり君
保 健 福 祉 部 長 猪谷 憲恭君
経 済 部 長 佐藤 剛司君

を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました議案第50号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第6号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条債務負担行為の補正につきまして、東日本高速道路株式会社北海道支社に対し、北海道縦貫自動車道函館名寄線の跨道橋撤去に伴う市の負担金を支出するため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由の説明がありました議案第50号については、大綱質疑にとどめ、特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これより、議案第50号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第50号については、先に設置いたしました予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員 令和6年第3回定例会に

おいて、市長並びに教育長に、大綱3点について伺います。

大綱1点目は、行財政運営についてであります。

一つに、中長期財政見通しの見直しについてであります。令和3年度からスタートした第7期美唄市総合計画は、本市の10年先を見通した施策や行財政運営、まちづくりの基本であり、持続可能なまちづくりを進めていくにあたり、行政として重要な計画でございます。その計画策定に当たり、策定担当職員をはじめ、市民検討委員会、総合計画審議会など、多くの市民の皆さんのご尽力によるものであると思ひ起こしつつ、私は議会での第7期美唄市総合計画調査特別委員会の委員長をしており、特別委員会においても多くの議論経過があったことは記憶に新しいことでございます。その策定終盤の特別委員会など各種委員会において、過去に健全化計画を策定、実行した、苦しい時期を乗り越えた最初の総合計画ということもあり、しっかりとした財政見通しが必要ではないかという趣旨の質問もある中、令和3年第1回定例会予算審査特別委員会において、アルテピアッツァ改修計画などが示され、それらに係る予算の大きさに、財政見通しに対し、不安の声がありました。また、同年4月にスタートするや否や、令和2年度の大雪や導水管橋の破損事故などによる財政調整基金の取り崩しにより、令和3年第2回定例会において、一般会計の収支均衡を図る上で提案がなされました。私も一般質問において「美唄市中長期財政見通し」に関しても、見直し作業、ローリングが必要であり、市民説明を要するのではないかと質問し、答弁として「毎

年度、予算額、決算額に合わせ、随時見直しの上、進捗管理を行う」とありました。その後、コロナ禍が長引くなど、非常に厳しい状況下にある中、国や道からの交付金や補助金など、ふるさと納税の好調もあり、事業の見直しを含め、本年度決算見込みが5億円以上となりました。しかしながら、いつ何時、災害や突発的な事故などが起こり、対応すべき急な予算が必要となる場合もあり、そのためにおいても、財政健全化は必要であり、本市の財政は状況により左右されますので、随時、中長期的財政見通しを進めていかなければならないと考えます。それは過去に、健全化計画を策定、実行しなければならなかったからであり、二度とそうならないよう備えと健全な行財政運営を行っていくことが重要であると考えからであります。そこで、第7期総合計画の前期基本計画も本年4年目を迎えました。現状、中長期的な財政見通しについて、どのようになっているのか、市長に伺います。

大綱2点目は、地域公共交通についてであります。

一つに、本年度の地域公共交通施策についてであります。去る7月7日に、産業・厚生委員会において、都市行政視察として、A I デマンドバスの北海道内における先進都市の一つである道北の名寄市を視察してまいりました。限られた時間でありましたので、実際にデマンドバスの乗車予約を行った上、試乗することはできませんでしたが、名寄市担当職員の熱意ある説明もあり、本市の市民にとっても有益性のかなり高い運行形態であると改めて強く認識をしてきたところでございます。そこで、本市のA I デマンドバスの取組

状況について、市長に伺います。

最初に、A I デマンドバスの財源についてであります。デマンドバスについては、総事業費が約4,300万円となっていることから、総務省の過疎地域持続的発展支援交付金を申請しており、第1回定例会のご答弁では、交付金の交付決定が5月下旬とのことであります。交付金は予定どおり交付決定されたものなのか伺います。

次に、A I デマンドバスについては、システム構築や実際の運行管理など、事業内容が多岐に及んでいることから、どのように事業者の選定を行うのか伺います。

二つに、夜間交通対策支援事業についてであります。第1回定例会のご答弁においては、現状の補助制度による補助金の執行については、本年度上半期までとし、下半期以降の補助金の執行方法については、国によるライドシェア等の動向を見据えながら、運行事業者等と検討を続けていくということでございました。補助金の執行は本年度上半期とまでとするのかどうなのか、今後の検討に向けて市長に状況を伺います。

大綱3点目は、教育行政についてであります。

一つに、市内道立高校の支援についてであります。日本は人口減少傾向にあり、北海道空知地域、本市においても例外ではございません。それらを背景とした道立高等学校の再配置が進む中、北海道教育委員会は毎年、3か年の公立高校配置計画を発表しておりますが、空知南地区、岩見沢東、西高校は既に統廃合が決まり、2025年度に新しい高校としてスタートします。また、空知の北地区になりますけど、奈井江商業高校においては、2026

年度より募集停止、2028年度に廃校、深川東高校では、2025年度に1学級減と、再編や縮小傾向にございます。道教委は、本年度も高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とし、中卒者数の状況を踏まえ、学校・学科の配置や規模の適正化を図るため、本年においては、令和7年から9年度の3か年計画を策定するとともに、その後の4年間における令和10年から13年までの見通しを示しております。現状において、本市に所在する尚栄高校、聖華高校は計画には示されておられません。しかしながら、両校ともここ数年定員を割っており、空知地方の人口減少傾向を考えると、今からしっかりと両校の維持や存続に向けた本格的な支援が必要であり、定員に近づける、また教育力の向上、専門性を生かすべき根本的課題の解決に向けた支援かつ多岐にわたる各種細かな支援体制を構築すべきと考えますが、現状の支援等について、教育長に伺います。

二つに、小中学校の暑さ対策についてであります。ここ数年、北海道の夏の異常な暑さをご承知のことと思っておりますが、改選後の昨年であります、第3回定例会において、小中学校の暑さ対策として、学校教室にエアコンを設置すべきと質問をしてきました。その後、小中学校4校のPTAが連名にて要望書を提出、さらに設置への署名活動により、約1,500通であったと思っておりますが、提出をされました。行政からの即答がなく、不安があったようではありますが、今年に入り、ようやく臨時会において予算など概要が示され、設置提案があり、着工がなされ、試運転も問題なく無事に7月中旬頃より稼働し、関係者からは「安心し

た」という声が聞こえております。道内各自治体においても急ピッチに各教室へのエアコン設置が進んでいることも承知しております。そこで、全国的にも、小中学校体育館へのエアコン設置率は低いことは承知しております。また、北海道も同様であることも理解しておりますが、今後の本市の小中学校体育館へのエアコン設置の考え方についてどうなのか、教育長に伺います。

三つに、体育施設整備についてであります。これまで総合体育館については、市民の健康と体力づくり及びスポーツの普及振興の柱の施設として活用されてきましたが、近年の異常な夏場の暑さ対策として、今年度、冷風機の導入による暑さ対策を行っていることを承知しておりますが、移動で使用できる設備ではあるものの、全ての室内の改善という部分までは至っていないのではないかと考えられます。先に行われたパリ2024オリンピックにおいて、柔道60kg級で銅メダルを獲得した「永山竜樹選手」のパブリックビューイング時においても、冷風機や扇風機を稼働させておりましたが、約400人が集まった来場者に快適な環境を提供できたとは思えず、ましてや体育館内でスポーツを楽しむ利用者にとっては厳しい利用状況ではないかと思うところがございます。また、総合体育館は、これまで数々の市内や管内、全道大会といったスポーツ交流人口の増加に大きく寄与している施設であり、先日、連携協定が結ばれましたように、室内スポーツが盛んになることも考えられ、美唄市の人口減少が進む中、総合体育館を核としたスポーツ人口や交流人口の増加を図る上で、総合体育館の利用環境の充実喫緊の

課題ではないかと考えます。さらに、これまで幾度も改修すべきと質問をしてきましたが、結果として、アリーナ等の床、トイレの洋式、シャワー室の改修、そして屋根なども壊れてきたことは承知しております。そこで、総合体育館のエアコン設置の考え方について、教育長にお伺いします。

次に2点目であります。永山選手のパブリックビューイング時においても、総合体育館は400人ほどの来場者があったことは、先ほど触れさせていただきましたが、車で来られた方により、駐車場がいっぱいとなり、やむを得ず敷地外の道路に止めて来場された方もいたように見受けられました。全道大会のような大きな大会でも、そのような状況ではないかと予想され、時間帯によっては、近隣の温水プールや市民会館などの駐車場を利用する方にも影響が出ているのではないかと懸念されているところでございます。大きな大会を開催するには、大型バスなども多く駐車しますので、それなりの大きさの駐車場が必要ではないかと考えますので、整備等について、教育長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 美唄市中長期財政見通しの見直しについてであります。美唄市中長期財政見通しについては、第7期総合計画の前期基本計画が実施計画としての位置付けであることを踏まえ、総合計画における施策や事業を推進する上での財源の担保及び裏付けが必要であるとの観点から、基本計画との整合性を十分に考慮した上で策定したものであります。また、期間については総合計画と同じく10年間とし、毎年度の予算額及び決算額に合わせて、必要な見直しを行うこととし

ていたところですが、しかしながら、令和2年度の豪雪により財政調整基金を大幅に取り崩したことや、長引くコロナ禍により、国の交付金等を活用した生活支援や経済支援が優先される状況となったこと、さらには、ふるさと納税の大幅な増加など、歳入歳出の両面において流動的な要素が大きくなったことから、見直しの時期を見極めていたところではありますが、現在、地方財政を取り巻く動向にも留意しつつ、令和5年度の決算を反映した見直し作業に着手しているところであります。

次に、本年度の地域公共交通施策についてであります。はじめに、AIデマンドバス短期実証調査に係る補助金につきましては、令和6年7月3日付けで、国土交通省の共創・Ma a S(マース)実証プロジェクト補助金の交付決定の内示があり、現在、補助申請手続を進めているところであります。

次に、事業者の選定につきましては、システム構築、車両調達及びコールセンターを一括して公募型プロポーザルを行った上、事業者を採択したほか、運行車両を2台としたことから、運行委託先を2社としたところであり、現在、実務経験のある市内のタクシー事業者と協議を進めているところであります。

次に、夜間交通対策支援事業につきましては、コロナ禍における利用者ニーズの減少やタクシー会社の営業時間の短縮といった状況を背景に、タクシー会社へ補助金を交付することにより、市民の足の確保に努めてきたところであり、令和6年度の稼働状況を確認したところ、週末における利用者は一定程度あるものの、平日の利用は全体的に低調であることから、本年9月末で事業を終了すること

としておりますが、今後につきましては、夜間のタクシー不足に伴う影響等について注視してまいります。また、商工会議所内の「夜間交通対策委員会」において、夜間のタクシー不足に関する新たな枠組みに係る議論が行われていることから、早期の課題解決に向けて、必要な助言・支援等を行ってまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 初めに、道立高校への支援についてであります。聖華高校と尚栄高校につきましては、それぞれ特色ある学科を有する道内でも数少ない高校であり、本市の将来を担う人材の育成や地域の活性化など、両校の果たす役割は極めて大きなものであります。しかし、少子化に伴う中学校卒業生数の減少で、高校の小規模化の加速が避けられない状況にあり、市内高校の存続を考える上でも、支援は重要であると考えております。このため、教育委員会が行う市内高校への支援につきましては、生徒の資格等に係る経費や学校のPR活動に要する経費の一部を助成するほか、今年度は、新たに学生寮の通信環境の整備に対する支援も行っているところであります。また、令和4年度に創設した高校生を対象とする給付型の奨学金制度の状況につきましては、令和4年度では尚栄高校10人、聖華高校7人、市外の高校3人の計20人、令和5年度では尚栄高校13人、聖華高校9人、市外の高校1人の計23人に奨学金を給付し、生徒が勉学に集中して励むことができるよう経済的環境を整えるとともに、市内高校に入学する魅力の一つとして、今年度も、引き続き取り組んでいるところであります。市長部局におきましても、尚栄高校の生徒が就職に必要な技能を取得するための経費補助や食と農

を連動させた「特産品開発」を通じ、魅力ある高校づくりに向けた支援に取り組むほか、市立美唄病院や市内施設等において、聖華高校の教育実習の受入を行うなど、教育活動の支援に努めているところであります。

次に、小中学校の暑さ対策についてですが、令和6年度におきましては、子どもたちが学校生活を送る中で、最も長い時間を過ごす教室への設置を最優先とし、市内の全小中学校の普通教室及び特別支援教室、職員室など64室に68台のエアコンを整備し、7月上旬から運転を始めているところであります。また、災害時の避難所でもある体育館への整備につきましては、エアコンの設置と合わせて、断熱性を確保するための改修工事が必要であり、設計や改修に多額の費用と時間を要するなど、多くの課題があるものと考えております。このため、体育館につきましては、国や道の動向に注視し、情報収集に努めながら、関係部署と整備の有無を含めて、協議してまいりたいと考えております。

次に、総合体育館の整備についてですが、初めに、総合体育館につきましては、昭和63年の開設から36年が経過しているため、計画的な改修や更新を行っており、これまでトイレやアリーナの床のほか、屋上防水、照明のLED化などへの改修を行うとともに、柔道畳や卓球台などの更新を行い、全道規模の大会が支障なく開催できるよう整備を進めているところであります。また、市民の健康や体力づくりに供するため、トレーニング機器の更新を進めており、引き続き、指定管理者や利用者の意見を聞きながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合体育館のエアコン設置の考え方についてありますが、国では、近年の猛暑に伴う熱中症対策を強化するため、本年4月から気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行されました。改正法では、これまでの「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」として法に位置付け、さらにより深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」を新たに創設しています。また、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設を「指定暑熱避難施設」いわゆる「クーリングシェルター」として指定できることとなりました。このため、猛暑や酷暑に備え、総合体育館の利用環境の向上のほか、同体育館は災害発生時の地区別避難所に指定されていることから、エアコンの設置は急務であると考えており、国の交付金を要望するとともに、市長部局と連携を図りながら、設置に向けた検討を進めてまいります。

次に、総合体育館の駐車場についてありますが、これまで競技スペースの整備を積極的に進めてきたことで、全道規模の大会等が数多く開催されるようになりましたが、選手や観戦者が多く訪れることで、駐車場が満車となり、近隣施設や路上への駐車が多いほか、大型バスなどの駐車に支障をきたしているところです。このため、利用者が安全で安心して利用していただけるよう、総合体育館前庭の一部を駐車場として整備したいと考えており、検討を進めてまいります。

●13番松山教宗議員 1点目は中長期財政見通しについてありますが、ご答弁をいただきました本市を取り巻く財政環境の変化から、

見直しに困難性が生じていたことは一定程度理解しますが、第7期総合計画を終えるときに、良ければ良いというものではなく、毎年の積み重ねであり、安心かつ安定的に行財政を進めていくことが大事であり、現在は、スキー場整備や公営住宅の建替えなど、新市立美唄病院建設と同規模、大型の建設事業が計画策定に入っている中、他にも多々、財政的に整理をしなければならないものもありますので、決して未来へつげを残さない持続可能な行財政運営に向けて、できるだけ早期に見直しを確実に行うべきと考えますが、市長に改めて伺います。

2点目は、本年度の地域公共施策についてありますが、今ほど市長から2点のご答弁をいただきました。A I デマンド短期実証調査は、当初の予定どおり10月から開始し、夜間交通対策支援事業も当初の予定どおり、9月末までのご答弁がありましたが、これらの事業について、利用者視点の観点から再質問いたしたいと思います。

最初に、A I デマンド短期実証調査について、第2回定例会のご答弁において、「利用者負担は市民バスの料金相当額として協議している」ということでしたが、現在、料金はどの程度に考えているのか。また、特に9月末までで運行をやめる、中央バスの滝川-美唄区間でありますけど、代替性のあるエリアもあり、市街地を含む実証運行の乗降場所や予約方法などの詳細についての市民周知はどのように行うのか、市長に伺います。

また、次に夜間交通対策支援事業については理解をいたしました。しかしながら、10月からのタクシーの営業時間、稼働台数に影響

が生じてくるのではないかと懸念をしているところでもありますので、引き続き、商工会議所等と情報を共有しながら、適時適切な対応に努めていただければと思います。

3点目は、道立高校への支援についてですが、教育長にご答弁をいただきました。道教委が策定する高校配置計画は、中学生の進路選択に十分な検討時間を確保するため、毎年度3か年の具体的な高校配置計画と、その後4年間の見通しを示されているとありますように、現在、聖華高校と尚栄高校については、学級減や統廃合などの話は出ておりません。しかしながら、本市にとってはなくてはならない高校でありますし、公共施設でも当然でございます。せき損センターの移転の話を聞くや否や、市民は、次は高校ではないかと感じている方もいらっしゃいます。尚栄高校は総合学科であり、これまで統廃合してきた高校でございますし、聖華高校は、北海道に2校しかない専門性の非常に高く、高等教育3年と専攻科2年、5か年を学ぶ、寮も有する全道に1校の高校でございます。現在は、配置計画に載っておりませんが、載ってからは遅いので、今からしっかりと根本的な課題解決に向けた取組が必要でありますし、高校や生徒へできる限りの支援やフォロー、バックアップなどをしていく体制構築が急務であると考えます。各自治体の教育委員会は本来、小中学校までの義務教育を所管、担当するものでありますが、本市においては、高校に対する対応や問題など、窓口は教育委員会となっております。それが駄目だということではなくて、今後はしっかりと、全庁的に横断的かつ総合的に進めるべきで、本市の歴史

を見ますと、これまで専修大学北海道短期大学は全庁的に対応しておりましたし、また、残念でありましたけれども、林業大学の誘致に関しても全庁的に取り組まれてきた事実もございます。当時は、総務部の企画課だったと思いますが、それが窓口となり、総合的に対応や支援、諸問題に対して取り組んでおりました。そこで、組織として総務が窓口となり、細かに手厚く、様々な支援や一步踏み込んでいくためには、担当所管を移管するなどして、全庁的に考えるべきと考えますので、教育長に伺います。

●市長桜井恒君 見直しの時期等についてですが、第7期美唄市総合計画では、将来的な人口減少など、社会情勢の大きな変化に対応可能な行財政運営を目指すこととしております。一方、社会構造の変化への対応に加え、公共施設等の老朽化対策の実施に伴う財政需要は、今後とも拡大していくことが見込まれております。こうした状況を踏まえ、地域課題の解決と財政健全化の両立を図る上では、中長期的な財政見通しに基づき、規律ある財政運営を基調とした予算編成を行っていく必要があるとの認識の下、見直し作業は、本年中の完了を目指して進めているところであります。

次に、A I デマンド実証運行の利用者負担についてであります。中学生以上の大人は300円、小学生は100円、小学生未満の未就学児は無料として、運輸支局へ申請手続きを進めているところであります。

次に、乗降場所や予約方法などの詳細につきましては、現在、検討を進めているところであります。また、市民周知につきましては、

9月下旬より市役所や関係機関のほか、市内イベントにおけるパンフレット配布や出前講座の開催など、きめこまやかな対応を進めてまいります。

●教育長石塚信彦君 道立高校への支援についてであります。市内の高校を存続させるためには、それぞれの高校の特色ある教育活動を理解してもらい、学校の魅力を知ってもらうことが重要であり、本市の子どもたちが地元の高校を進学先として考え、また、市外の子どもたちにも選ばれる魅力ある高校づくりを進めていく必要があるものと考えております。このため、支援につきましては、教育委員会だけの取組ではなく、市長を会長とし、市議会議長、中学校・高校の校長、市PTA連合会等の関係団体の代表者で構成する美唄市高校問題等対策協議会でさらに議論を深めるとともに、庁内のまちづくりや市内高校卒業者の雇用対策を担う担当課など、関係する市長部局とも連携し、市全体で必要な対応について、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

●13番松山教宗議員 道立高校の支援体制について、教育長に伺いましたが、今ほど全庁的に進めていくということでありましたけれども、本当に喫緊に、真剣に考えていかなければならない案件であると私は感じてございます。道教委は、年に一度、振興局単位で学校再編地域説明会を行っていると思います。そこには、各地域の商工会議所の会頭等も入って、いろんな説明をされているという趣旨のものであると。持続可能なまちを考えていく上で、ご答弁をいただきましたけれども、高校教育機関は、経済的にも人口バランスな

ど、存在というのは大きいもので、また、本市の大事な資源であると受け止めることができると思います。そこで配置計画に現在はされていないということで、最初は質問させていただきましたけど、やはり担当、所管を明確にして、全庁的に考えていかなければならないと思いますので、教育委員会だけでなく、総務部中心に市長部局と一緒に、全庁的に、進めていくべきと考えますので、改めて教育長に伺います。

●教育長石塚信彦君 道立高校への支援についてであります。高等学校の存続は、非常に大変重要な課題であり、地域の活力を維持していくためにも、本市にとってなくてはならない存在であると考えております。このため、それぞれの高校の特色ある教育活動を理解してもらい、美唄の高校で学んでよかったと思っただけのような、子どもたちに選ばれる魅力ある高校づくりに向けて、教育委員会だけの取組ではなく、市長部局と綿密に連携し、市全体で必要な対応について、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 一般質問中ではありますが、10時45分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時44分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員 令和6年第3回定例会において、大綱1点、訴訟業務について、市長にお伺いします。

また、この大綱はさらに大きく2点、1点目は、損害賠償請求訴訟について。2点目は、賠償請求の追加についてであります。

まず1点目、損害賠償請求訴訟についてであります。これは南美唄地区の建設発生土関連の訴訟であり、令和6年1月の第1回臨時会において、訴訟の相手方、これは大手町地所株式会社のことではありますが、これから賃貸した南美唄地区の土地に仮置きしていた公共工事に関わる建設発生土について、本市が令和4年9月16日から原状回復業務、つまり建設発生土を契約地の外への搬出業務のことではありますが、これを実施していたところ、相手方が同年10月21日以降、この契約地の搬出口に相手方の車両を残地して、建設発生土の搬出業務を妨害した。その後、当該妨害行為が令和5年6月19日頃まで続いたため、原状回復業務が大幅に遅れることを余儀なくされた。本来は、令和4年9月16日から建設発生土の搬出が始まり、同年11月19日までに終了する予定であったが、この妨害により、業務の再開が弁護士を通じて確認できたのが令和5年8月5日となったものであり、その結果、本市は少なくとも、本来不必要な期間、これは妨害が始まった令和4年11月20日から業務再開の確認のとれた令和5年8月5日までの間のことで、この間の重機等のリース料相当の損害金が発生したとして、この不法行為又は債務不履行に基づき、本市に発生した損害額の賠償を相手方に求める訴えの提起を可決したものであります。その後、令和6年1月31日に裁判所に訴えを提起して、今まで約7か月経過しております。さらに、つい先日9月3日にも札幌の裁判所で、訴えに関する会議があったとも聞いておりま

すが、そこで、現在までの裁判の進捗状況と今後の裁判はどのように進められていくのか、内容的・期間的なものを伺います。

次に2点目、賠償請求の追加についてありますが、これについては、さらに2項目ございます。

まず1項目ではありますが、これは建設発生土の搬出先の重機等のリースについてであります。南美唄地区に仮置きしてある建設発生土を東地区の原状回復業務により、その発生土を同地から搬出し、その搬入先として市の所有する市有地、これは人材開発センターの裏手になると思いますが、ここに運び入れていたものであります。今回の本訴訟では、先ほども訴訟内容で述べさせていただきましたが、南美唄地区の建設発生土仮置場の重機等のリース料についての賠償請求でありましたが、この仮置場の建設発生土の搬入先である人材開発センター裏にも原状回復業務の一環として、同時に重機等がリースされていたことを現場でも私は確認しておりますので、改めてこの搬入先における重機及び各種資材等のリース料はいくらだったのか伺います。

続いて、2点目であります。これも今お伺いしました建設発生土の搬入先の重機等のリース料のことになりますが、本年1月の第1回臨時会で、本訴訟の提起についての審議の中で、訴えはあくまで南美唄地区の原状回復業務における重機等のリース料についての賠償請求でありましたので、私は賠償等の請求の他にはないのかと、本当にこれだけなのかと再度確認いたしましたら、その質疑に対し、「裁判を進めていく過程の中で、改めて弁護士事務所から新たな指示、損害賠償に関わる指示な

どが出た際には、速やかに対応していきたい」
との答弁がありました。そうであれば、この搬入先の重機等のリース料についても、南美唄地区における妨害により不必要な期間のリース料が発生したものである。当然、追加の賠償請求をすべきであると、いや、これはしなければならないと思いますが、その処置について伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 損害賠償請求事件についてであります。本年1月11日の第1回市議会臨時会において「訴えの提起」を議決いただき、代理人弁護士を通じて札幌地方裁判所岩見沢支部に訴状を提出したところであり、現在、弁論準備手続として、原告・被告の双方による主張立証がなされているところであります。今後の裁判の進行、内容、期間につきましては、今後とも双方による主張立証が続くこととなり、現時点において明らかにできるものではないと考えているところであります。

次に、賠償請求の追加についてありますが、現在、相手方と係争中であることから、今般の議会による、ご答弁は控えさせていただきます。

●8番齋藤久美夫議員 裁判の進捗状況については、弁論準備手続として、原告、被告双方の主張立証がなされているところであることを承知いたしました。ちょうど某テレビ局の朝ドラで女性裁判官の番組が放送されておりましたが、その番組の中で、原告、被告双方の弁護士同士が裁判の争点のすり合わせをしている、これ準備手続ですか、そのシーンを思い出したところであります。一方、この賠償請求の追加については、答弁を控え

させていただきます。このこと、お答えいただけなかったことについては、異議を申し上げます。

まず私が申し上げている建設発生土の搬入先、これは人材開発センター裏、以後、搬入先と言わせていただきます。ここの重機等のリース料は既に重機等のリース会社に支払われているのに、何故、これを明らかにできないのか。これは市民からお預かりした税金から支払われているものであるならば、その使い方、使った額、そしてその使用の理由は市民に明らかにしなければならないものであり、また、このリース料を明らかにすることが裁判に影響を与えることは全く考えられず、ただリース料をここで明らかにすれば、当然その賠償請求問題となるので、明らかにしたくないだけではないかと思ってしまうところであります。私は南美唄地区、以下、搬出元と言います。この地区の建設発生土の搬出が始まった頃に、搬入先で重機等が搬入元から運ばれてきた土をさらに搬入しやすいようにならしているところを確認しております。また、搬出元での妨害行為で建設発生土の搬出がストップしている間も、この搬入先の重機等はそこに残置してあるのも確認しております。そして、搬出作業が再開してからは、搬入先の重機が以前の重機と入れ替わっていて、違う重機で搬入された土をならず作業をしているのも適時確認してきました。そして、搬出元の妨害行為により、この搬入先においても不必要な期間の重機等のリース料を支払っている。つまり、リース料相当の損害金が発生している。そしてそれは当然、市民の税金から支払われているもので、当初の質問でも言いましたとおり、相当の賠償を請求するこ

とは必然であるというものであり、その処置をどうするかも説明する義務があります。さらに「係争中でお答えできない」との答弁がありますが、そもそもこの裁判は、それこそ不必要な期間のリース料の損害賠償請求訴訟であり、しかもこの訴訟は搬出元の重機等のリース料の損害請求訴訟でもありましたが、搬入先の重機等は、搬出元の原状回復作業のために同時にリースしたものであり、搬出元における建設発生土の搬出妨害により、これと同時に不必要な期間のリース料が発生したものである。そして、先ほどの答弁で「裁判は現在、弁論準備手続と原告被告の主張立証がなされている」ところであれば、まさしく搬入先におけるリース相当の賠償請求を追加し、さらなる争点のすり合わせが必要と思われます。私はこれまで、賠償請求の追加について、常任委員会の所管事務調査等で何度か質問しようとしてきましたが、その都度、訴訟担当部署等から、こんな場で質問する内容ではないとか、次の機会に質問できる場がある等々で質問させられないようにされたりもいたしました。さらに、今年6月に、新たに市は「調停の申立て」の議案、これは令和4年7月1日に相手方、これも大手町地所株式会社と契約した旧南美唄小中学校校庭の土地賃貸借契約について、契約期間満了までに、校庭の明渡しができなかったため、賃料相当損害金、つまり違約金に対し、適正な債務額の確定を求める申立てのことでありますが、これを議会に議案として提出してまいりましたので、その審議において、なぜ違約金が発生してしまったのか等の経緯説明など、議案提出前に議会に対する説明が不十分であったことから、

この申立てを含め、賠償請求訴訟に関わる事項については、私の市に対する信頼度は極めて低いものであり、不信感が拭えないとも述べさせていただきました。また、今回の私の質問にも、これだけ明白な事実であっても、明確な答弁がなく、不透明感だけが残るものであります。特に、行政事務の執行に伴って生じる紛争に関するものは、賠償請求訴訟の提起についての審議の中でも述べさせていただきましたが、議案の提案権は市長に専属するものであり、議会には議決の修正権はないと、だからこそ私はこのような不透明感を危惧するものであり、この一般質問で、議員として、行政チェックの一環として、不要期間のリース料、つまり市民の税金に対する適正な管理として、追加請求すべきものであると市長に意見し、賠償請求を求めるものであります。

ですから、改めて当初の質問の2点目、賠償請求の追加についての2項目、搬入先における重機等のリース料の額と、そのリース料の追加請求の処置についてお聞きするとともに、さらに、今回の訴訟について、裁判所なり弁護士から賠償請求の追加について、何らかの確認はなかったのかをお伺いします。

●市長桜井恒君 賠償請求の追加についてありますが、民事訴訟法上の手続については、手続に過誤のないよう、議会の議決をいただいた後は、代理人弁護士に委ねるものであり、地方自治法の規定も含め、法令に基づき適正に行うものであります。訴訟が進展していく中で、必要な場合には、地方自治法第96条に規定される議決や議会への報告など、代理人弁護士と連携を図りながら、法令を遵守して

業務を進めていくものと考えております。いずれにいたしましても、地域の皆様の心配事や不安感を少しでも早期に解消できるよう、また、地域の住民福祉が損なわれることのないよう、慎重に取り組んでまいります。

●8番齋藤久美夫議員 再々質問するに当たって、まず議長に市長の答弁について申し上げたいことが1点ございます。

それは、我々議員は、一般質問の前に議長に対し発言通告をし、質問の趣旨を知らせており、議長はそれを確認されておられると思っておりますので、私の質問の趣旨は理解されていると思っておりますが、市長の答弁は、当初の質問では係争中を理由に、再質問については、訴訟上において、一般的に市として当然実施すべき事項を述べているだけであり、私の質問に対する答弁としては全くその体を成しておりません。私の質問は、市民からお預かりした税金を適切に使用、管理されているかを問うているものでありますので、どうか市長にしっかり答弁するようにしていただきたいと思っております。

そこで再々質問であります。当初の質問に対する市長の答弁では、相手方と係争中で答弁できないとっておりますが、私の問うところは、南美唄地区、つまり搬出元でのリース料に関わる賠償訴訟のことをお聞きしているのではなく、その搬出元の建設発生土の搬入先、人材開発センター裏の重機のリース料のことであり、現在、訴訟中の搬出元の賠償請求とは別件であるということでもあります。これまでの質問の中で、賠償請求の追加と申しておりましたが、あくまで搬入先で発生した不必要な期間の重機等のリース料相当の損

害金として、賠償請求をすべきであると言っているのとあります。また、再質問の答弁では、代理人弁護士と連携を図りながら、法令を遵守して、業務を進めていくと申しておりますが、裁判所や弁護士からの賠償の追加の確認はなかったのかの再質問にもあるとも、ないとも、何ら答弁されておられません。これでは、再質問でも述べましたが、これだけ明々白々な事象があるにも関わらず、何故ここまで答弁をはぐらかそうとするのか。全く言語明快、意味不明で、ますます私の市に対する不信感と、この事案に対する不透明感だけが2倍、さらには4倍と倍増するだけであります。何度もお聞きしている搬入先の重機等のリース料と不必要な期間のリース料についての賠償請求の処置、並びに裁判所や弁護士からの賠償請求の確認があったのか、なかったのかをお伺いしますし、議長におかれましては、この質問の冒頭に述べました、しっかり答弁するようにという件について、お願いいたします。

また、一般質問も質問回数には限度がありますので、それでも同じような市長の答弁であれば、この質問は、後に開かれる決算委員会においても、お伺いいたします。本来なら、裁判や訴訟で市が訴えを起こすのであれば、その訴えについては、市は議会に十分な説明を行い、市と議会が共通の認識の下に裁判に臨むべきではないかと、私は推量するものであります。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、この後の取扱いについて協議を行いますので、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時49分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど齋藤議員から申し入れがありました件につきましては、市長答弁にもありましたとおり、現在は司法の場に委ねているところであり、質問された部分については今後、訴訟に関連する可能性もありますことから、市長からは、現在答弁可能な範囲で答弁いただいたものと考えます。

なお、この件については、市民も大変大きな関心を持っており、市民生活にも大きな影響を及ぼすと考えますことから、今後の裁判の進行具合については、議会に対しても適時報告をいただきたいと思っております。

●市長桜井恒君 訴訟についてであります。ご指摘いただいた件につきましては、既に訴えの提起について議会の承認をいただき、代理人弁護士を通じて裁判が進行している状況です。詳細に関する情報は、裁判の進捗状況を見ながら、市民の皆様にご報告すべきものでありますので、裁判の進展に大きな進捗がありましたら、しかるべき場面でご説明申し上げます。いずれにいたしましても、地域の皆様の心配事や不安感を少しでも早期に解消できるよう、また、地域の住民福祉が損なわれることのないよう、慎重に取り組んでまいります。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時09分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番森明人議員。

●10番森明人議員 第3回定例会、大綱4点、質問いたしたいと思えます。

都市整備行政、美唄市公営住宅建替えに向けた取組の進捗状況について。昨年第1回定例会一般質問において、平成30年3月、北海道から無償譲渡された市営住宅用地、都市計画公園用地、屋内体育施設用地として使用する契約が残り5年となった本市において、迅速な対応を市民から求められているとの質問に対し、令和5年度基本構想の策定に当たり、有識者や市民の公募による市民検討委員会を設置され、令和5年度に3回開催されている。令和6年5月、市のホームページにて、「美唄市公営住宅建替え等基本構想」が発表され、多くの市民から注目されていたところだが、5月以降の情報がみえず、3団地の方をはじめ、市民から「その後どうなっているのか」そういったことを耳にいたしております。

そこで、市長に3点質問したいと思えます。

まず1問目、これまでの進捗状況についてお伺いいたします。次に、今後の作業スケジュールについてお伺いいたします。次に、今後の設計業務内容についてお伺いいたしたいと思えます。

次に、観光行政について。美唄市と富良野市を結ぶ道道美唄富良野線未開通区間が1987年に事業化され、37年に及ぶ計画や工事が終了し、2024年8月26日に開通いたしました。急

なカーブや、急な上り下りもなく、リラックスして通行でき、時間も短縮され、美唄市にとって、今後期待が持てる道路だと感じているところでもあります。新しい道の誕生は、人の流れや、まちの景色を変えるほか、観光アクセスの向上や物流ルートの強化などが期待され、美唄・富良野・芦別の行き来が盛んに行われることを期待しているところだが、緊急時の携帯電話の電波が繋がらない区間の問題も考えなければならないと感じているところでもあります。そこで質問ですが、道道美唄富良野線が開通し、本市の経済効果とその期待、また、携帯電話の基地局設置の早期要望について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、有害鳥獣についてお伺いします。野生鳥獣による全国の農作物被害は、令和4年度で約156億円、全体の約7割がシカ、イノシシ、サルと、依然として高い水準にあります。また、森林の被害面積は、令和4年度、全国で年間約5,000ヘクタール、このうちシカによる被害が7割を占めております。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等に被害をもたらしております。被害額として数字に表れている以上に、農業者に影響を及ぼしているのが現状であります。農林水産省では、鳥獣による農林水産業等に関わる被害の防止のため、特別処置に関する法律に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を支援していただいているところでもあります。また北海道をはじめ、本市においても、クマ

による被害が過去最悪となっております。環境省のまとめでは、昨年度にクマの被害を受けた人は1月までに全国で218人に上り、過去最悪だった2020年度の158人を上回っております。こうした中、環境省が設置した専門家による検討会が令和6年2月8日、対策方針を指定管理鳥獣と提言し、令和6年4月16日に、計画的に捕獲して頭数を管理する指定管理獣にクマを追加したところでもあります。ヒグマの出没状況であります。令和5年12月末時点での北海道警察の通報件数は4,055件で、過去最多、増加傾向であり、人身被害は、年平均3人程度だが、被害者の死亡率が高いとしております。近年では、札幌市街地中心部にも出没しております。

そこで質問いたします。市民に安心安全で暮らせるよう、有害鳥獣駆除捕獲計画を行っていると思うが、有害鳥獣駆除捕獲とヒグマの目撃通報の実績をお伺いいたします。次に、ヒグマ目撃情報ですが、ホームページで見ると減少しているように思われますが、減少理由をどのように考えているか、お聞かせ願います。

次に、北海道猟友会美唄支部との取組についてであります。北海道において、ヒグマの目撃情報が新聞・テレビ等報道されておりますが、ヒグマの目撃情報があった場合の市と猟友会の連携、取組について伺います。

また、本市において、人口集中地区におけるヒグマの出没は今のところ発生していないものの、人口集中地区における危機管理対策はどのように考えているか伺います。

次に、3月に札幌の猟友会が、ドローン会社と連携し、赤外線付きのドローンの実証実験

を行い、非常に有効だと報道されていますが、ドローンの活用をどの様に考えているか伺います。

次に、社会教育施設管理、市民会館トイレについてお伺いいたします。社会教育施設である市民会館について、教育長にお尋ねします。市民会館につきましては、昭和44年の開館から50年以上が経過している施設として、今なお市民の社会福祉の増進、生活文化の向上に寄与する施設として管理運営されておりますが、施設の老朽化に伴い、市民が安心安全に利用できるよう、日々の管理の中でご苦労されていることも多くなっているのではないかと察するところであります。そこで、市民会館を利用する方の声を聞きますと、春先に大ホールのトイレが使用できないときがあったとお聞きしております。そのようなことが実際あったのか、また、今後の修繕の考え方についてお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) これまでの進捗状況についてであります。昨年度策定しました「美唄市営住宅建替え等基本構想」に基づき、今年度は、建物の配置、構造、階数、住戸の間取り、更には概算事業費の検討を行うなど、現在、計画策定を進めているところであります。また、今年度においても、昨年度と同様に、市民検討委員会を設置するほか、建替え対象団地の入居者の意見を聴くとともに、更に将来の入居者への対応も見据えながら、様々なニーズに対応した住宅づくりを目指してまいります。

今後の作業スケジュールについてであります。今年度策定予定の基本計画に基づき、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、

更には、令和9年度の工事着手を目標に順次設計業務を進めていく予定であります。

今後の設計業務内容についてであります。令和7年度に予定している基本設計では、基本計画に基づいた、各住戸のプランニングや具体的な構造、設備及び内外装仕様の検討のほか、国からの補助金を見込んだ事業費の算定等を行ってまいります。

次に、令和8年度に予定している実施設計につきましては、工事施工を踏まえた上での詳細設計、工事発注のための具体的な積算を行うとともに、建築確認申請及び都市計画に基づく開発行為等の各種申請業務についても、実施設計が完了次第進めてまいります。

次に、道道美唄富良野線における経済効果と期待についてであります。先月開通しました、道道美唄富良野線につきましては、開通以来、多くの一般車両をはじめ、観光バスやトラック、バイク、自転車などが通行していると承知しております。また、札幌からも富良野に行く最短ルートとなることから、美唄インターチェンジからも多くの車両が通行していると確認しているところであります。開通における経済効果としましては、開通後、間もないことから具体的な調査結果は出ていませんが、例えば、「ピパの湯ゆ〜りん館」の日帰り入浴者数で言いますと、開通の前と後では約1.2倍の入館者の増加となっていることや「安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄」にも昨年度と同時期と比較し、約1.5倍の来場者があるほか、街中にも食事を訪れている観光客やライダーも相当来ていると伺っており、一定程度の経済効果があるものと考えております。このため、今後におきましては、

開通による関係人口・交流人口の拡大が十分に期待できることから、美唄、富良野、芦別の3市による期成会で、観光誘致の仕掛けを検討するほか、美唄商工会議所や美唄観光物産協会、ステイびばい等と連携し、積極的に取り組んでまいります。

次に、携帯電話の基地局設置につきましては、早期に設置されるよう、既に期成会の要望活動の中で、昨年から北海道に対し要請しており、現在、事業者による基地局の建設が進んでいるとお聞きしておりますが、いずれにしても、早期の環境整備に向け、働きかけを続けてまいります。

次に、有害鳥獣捕獲の実績についてであります。過去2年間で申しますと、令和4年度は、エゾシカ560頭、アライグマ252頭、キツネ35頭、ヒグマ5頭、令和5年度では、エゾシカ618頭、アライグマ256頭、キツネ27頭、ヒグマ8頭となっております。

次に、ヒグマの目撃通報件数につきましては、令和4年度では18件、令和5年度では33件、今年度は8月末現在で12件となっております。ヒグマ目撃通報件数は、過去2年間の北海道猟友会美唄支部による有害鳥獣捕獲により、ヒグマ13頭を捕獲していることから、急増することなく推移しておりますが、今後においては、通報が増える季節を迎えることから、北海道猟友会美唄支部と定期的な連絡調整を行いながら、連携を強固なものとし、対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、北海道猟友会美唄支部との取組についてであります。市では、ヒグマ出没等の一報を受けた際に警察と連携し、目撃者からの情報のもと、北海道猟友会美唄支部とともに、

周囲のパトロール及び警察による周辺住宅への訪問などを通して注意喚起を行っております。このほか、ヒグマの目撃を知らせる看板の設置とともに、外出している方々への周知のため、チラシを作成し留守宅などに配布を行っております。また、住宅地に出没し、人を見ても逃げないヒグマについては、捕獲や駆除を行っております。しかしながら、毎年、住宅地におきましても、ヒグマが目撃されている状況となっていることから、これまでの対応に加えて、特に人口集中地区における危機管理対策として、上空からヒグマを監視するため、赤外線カメラ搭載のドローンを導入し、ヒグマの位置を特定することで、危険区域から人命を守る取組に活用するほか、住宅付近におけるヒグマの有無なども確認することができるものとなっております。今後におきましては、人的被害を出さないよう、ヒグマが姿を消した後において、赤外線カメラなどによる住宅周辺の監視による安全確認を昼夜問わず行うことができるほか、住宅上空においても飛行することができる有資格者の養成についても、北海道猟友会美唄支部と連携し行ってまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) 市民会館のトイレについてであります。初めに、春先に大ホールのトイレが使用できなかったことにつきましては、市民会館の指定管理者から雪解け水などの影響により、大ホールの地下にあるトイレに浸水があり、水が1センチメートル程度溜まる箇所が数か所あったため、利用者が滑って怪我をしないよう使用を中止し、事務局側のトイレを使用する対策を取ったと報告を受けており、その後の対応としましては、

本年7月にトイレの排水口の増設と階段の浸水個所にスノコを設置し、対応したところがあります。

次に、今後の修繕の考え方につきましては、昭和44年の開館から55年が経過し、老朽化が進んでいることから、毎年、施設の維持修繕に努めているところでありますが、引き続き、指定管理者や利用者の意見を聞きながら必要な対策を行うとともに、市民の皆さんが安全・安心に利用いただけるよう、指定管理者と連携を図りながら計画的な改修や維持管理に努めてまいりたいと考えております。

●10番森明人議員 観光行政について、再質問させていただきます。

先ほど、今後は経済効果が十分に期待でき、3市の連携による仕掛けも検討するとのことでしたが、是非、せっかく美唄に来ていただく機会があるので、その方々に美唄にお金を落としていただけるような取組も大切であると考えております。

そこで、再質問します。道道美唄富良野線の開通を機に関係人口・交流人口をさらに増やす仕組みづくりを市長はどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

●市長桜井恒君 関係人口・交流人口を増やす仕組みづくりについてであります。道道美唄富良野線は開通から間もないことから、交通量調査などが行われておらず、開通後の調査が必要と考えております。今後につきましては、データを活用した観光戦略や事業計画の調査業務に長けている「地域活性化企業人」を8月から採用し、どのような戦略が必要なのかを提案していただくこととしております。また、現段階で利用者が増えている「ピ

パの湯ゆ〜りん館」や「安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄」の利用者を街中に呼び込む仕掛けも必要であると考えているところでもあります。更には、美唄国設スキー場のリニューアルも予定していることから、そこに立ち寄っていただけるような施設にすることも必要であると考えております。いずれにしましても、道道美唄富良野線の開通が本市にとって大きなチャンスであると考えていることから、このチャンスを逃すことのないよう、道道美唄富良野線を活用した関係人口・交流人口の増加に努めてまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7番本郷幸治議員。

●7番本郷幸治議員 令和6年第3回市議会定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長に伺います。

大綱の1点目は、公用車の管理行政について。車検切れ公用車の公務使用について。8月8日の第3回市議会臨時会での市政報告で、絶対にあってはならない「美唄市恵風園・恵祥園」において、運行管理している公用車1台が3日間、無車検運転したことについて、市長は「再発防止に向けては、車検期間等の情報把握や管理の徹底を図るなど、チェック体制の再構築に取り組んだところであり、今後の安全運行に万全を期してまいります。」と述べておりましたが、このたび2か月も経過しない中で2回目の無車検運転が発生しました。何故このような重大な事案が発生したのか。もし、車検切れの状態ですら人身事故や物損事故が発生したら、謝罪だけでは済まされないこととなります。市政報告での「車検期間等の情報把握や管理の徹底」ができていなかったことに対

して、行政のトップとして市長はどのような監督責任を取るのか、お伺いします。

道路交通法では、車検切れした車で公道を走行することは、道路運送車両法第58条の違反に当たり、無車検運転になります。また、罰則として同法の第108条を根拠に6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科させられます。6月と8月に発生した2件の事案に対して、道路運送車両法違反に対して、行政処分と罰則はどなたが責任を取ったのか伺います。

大綱の2点目は、保健福祉行政について。

一つ目として、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について伺います。国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者が約584万人、軽度認知障がい高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識のもと、共生社会の実現を加速することが重要であります。認知症の人を単に支える対象として捉えるものではなく、認知症の人を含めた市民一人ひとりが尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、ともに支え合っている共生社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っております。認知症の人や家族も、安全に安心して暮らせる地域への取組が必要になってまいります。

そこで以下3点について質問します。

一つ目として、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について。認知症と軽度認知障がいの方を

合わせて、1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要であります。実際に記憶障がいや認知障がいが起こる中で、当事者や家族の不安から、行動心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。認知症の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけ、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制することが特に重要であると考えます。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つ、四つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法でユマニチュードが現在注目されています。介護の現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、男性は抵抗せず、口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。国内の研究結果では認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されております。ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮痛剤といった抗精神薬の使用料を9割近く減らしたという報告もあります。福岡市は2016年度家族介護や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたこと

から、2018年度に、市はまちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは「もっと早く知っていたらよかった」「今後は介護する人たちに私が伝えたい」との声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しております。そこで、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、今一度の普及に積極的に取り組むべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

次に、地域における認知症ピアサポート環境の整備について伺います。若年性認知症の方々も含め、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要であります。特に認知症と診断された後に、希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動できるように認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは大変に重要であります。そこで、認知症の本人や家族等が診断後、早い段階で、同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスを受けられるように、インターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、認知症の人の行方不明者対策の強化について伺います。警察庁のまとめによりますと、2023年全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになりました。実際、認知症の行方不明者は12年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しているとのこと。認知症の方が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、3日以降では生存する可能性が急激に低くなっているとのこと。実際、行方不明になった人の中で、502人は亡くなって見つかり、250人は発見されないとのこと。特に独居の方の場合、行方不明になったことに気付くのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として、発見が遅れることにもなります。ここで行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく、偶然見つけた人とのこと。そこで、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、一人ひとりの生命を守るため、GPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣服等にあらゆるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

二つ目として、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について。今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しております。実際に高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性が高くなると言われております。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知

症発症のリスクが高まると言われております。この難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効であります。聴覚補助器には、マイクで収集した音を増幅して外耳等にする気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として、末永く動き働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は、大変に重要なことであると思っております。

そこで、以下2点について質問します。

高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備について。地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、補助金を必要とする人々への情報提供の機会や補助器等のお試し利用ができる場所の整備等、高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設について。埼玉県川口市では聴力の低下により、周りの人とのコミュニケーションが取りにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入の一部を補助する制度を創設しました。補助の対象は市内に住所を有し、居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税又は生活保護受給世帯で、聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付対象にならない方で、耳鼻咽喉科の医師からの補聴器

が必要と認められた方となっております。原則、中等の難聴程度の方が対象であります。補助の内容は2万円を上限とし、1人1回となっており、購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するものとしております。そこで私たちの地域においても、聴力の低下に悩む高齢者が医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補助器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思っておりますが、市長の見解を伺います。

大綱の3点目は、教育行政について、教育長に伺います。

日常的に家族の世話や介護を担う「ヤングケアラー」について、この問題については、直近では令和5年第1回定例会で取り上げました。そして、このたび本年6月に施行されました改正子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体の支援すべき対象として明文化し、自治体の役割が明確化されました。今年度から全市区町村での設置が努力義務となった「こども家庭センター」を通じ、当事者に確実な支援が行き届く環境整備が進められております。「ヤングケアラー」は、自身を当事者と認識してない場合が多く、周囲の大人も深刻な状況に気付きにくい実態があります。そこで国は、新たな支援の取組として、自治体ごとに役割を明確化しました。具体的には、市区町村が実態調査を行い、こども家庭センターから学校などの関係機関を通じてケアラー自身に気付きを与え、家族の世話を外部サービスに代替するなど、切れ目のない支援につながり、都道府県において「オンラインなどで個々の相談に応じ、状況の課題の整理」

「必要な支援に向けた市町村への働きかけ」
「精神的ケアなど専門的な相談を支援する」
など実施体制を整備。子どもや若者の複雑な
心情にも十分配慮し、社会の理解を深める広
告啓発に取り組むことになりました。是非、
本市にありましても、未来を担う大事な子
どものためにも、このたびの法改正に伴い積極
的に実態調査や環境整備に取り組んでいただ
きたいと思いますが、教育長の見解をお伺い
します。

●市長桜井恒君(登壇) 車検切れ公用車の公
務使用についてであります。はじめに、去
る6月19日に美唄市恵風園・恵祥園において、
運行管理している公用車1台について、6月15
日から5日間のうち3日間、車検期間が満了し
ていることに気付かず運行していたことが判
明しました。車検切れとなった原因は同園内
部における車両管理業務の確認の不徹底によ
るものであり、速やかに美唄警察署に報告す
るとともに、この事実を公表したところであ
ります。再発防止に向けては、6月24日に部長
職を招集して本件についての情報共有を図っ
たほか、同日付けで総務部長通知を庁内に発
出し、各所属で所有している公用車及び共用
車の全ての車両について、車検満了日を一斉
確認するほか、美唄市車両運行管理規程に基
づき、公用車及び共用車の適正な管理・運行
の推進を徹底すること、車検満了日を明記し
た公用車及び共用車の一覧表を作成し、各所
属の職員間において情報共有を図ること、公
用車及び共用車内の目のつく場所に、次回車
検満了日を記載したシール等を貼り付け、運
転時に目視確認できるよう改善することなど、
再発防止の取組について、周知徹底を図った

ところであります。また、職員の処分につ
きましては、美唄市職員の分限及び懲戒に関
する条例及び職員の懲戒処分の取扱等に関
する規程に基づき、7月11日に職員賞罰審
査委員会を招集し、車検更新の担当者及び
管理監督者の2人に処分を実施したところ
であります。なお、法令に基づく行政処分
及び刑事処分につきましては、美唄警察署
より車両や関係職員の調査は受けたもの
の、故意によるものではないとのことから、
処分はなかったものであります。

次に、去る8月23日に広報情報推進課
において、リース契約している公用車1台
について、8月16日から8日間のうち3日
間、車検期間が満了していることに気付か
ず運行していたことが判明しました。車検
切れとなった原因は同課内部における車
両管理業務の確認の不徹底はもとより、
職員のコンプライアンスや倫理感の欠如
によるものであり、速やかに美唄警察署
に報告するとともに、この事実を公表し
たところであります。再発防止に向けては、
8月26日に部長職を招集して本件につ
いての情報共有を図ったほか、同日付けで、
総務部長通知を庁内に発出し、今後こう
した不適正な行為を繰り返すことのない
よう、各所属で所有している公用車の全
ての車両について、改めて車検満了日の
確認を行うとともに、6月24日付け
総務部長通知による再発防止の取組に加
え、総務課において全車両の車検満了日
を記載した「公用車両簿」を作成し、毎
月、全庁的に車検期間等の把握や管理の
徹底を図るなど、二重チェック体制の再
構築に取り組んだほか、短期間に同様の
事件が再発した状況を踏まえ、全職員を
対象としたコンプライ

アンスに関する研修を実施するなど、再発防止の取組について、改めて周知徹底を図ったところであります。なお、職員の処分につきましては、現時点において、美唄警察署による調査が実施されていないことから、その調査結果を待って、検討することとしております。

私としましては、公用車の車検有効期間が切れた期間中、幸いにも交通事故等は発生しておりませんが、短期間に同様の事件が再発し、市民の安全・安心を守らなければならない美唄市の信用を失墜させる結果となったことを、法令に基づき車両を管理する指揮監督者として重く受け止め、市民の皆様に対し、心より深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

次に、ユマニチュードの普及についてであります。ユマニチュードとは、認知症の人との良好な関係を築くケアの一つであり、市内では一部の施設で取り入れられ、一定の効果があつたと伺っております。その一方で、ユマニチュードは様々な介護研修で学ぶ機会はあるものの、実践には時間的な余裕を持って強制せず、認知症の人のペースに合わせて行うことが重要であることから、難しい面があるとの話も伺っております。認知症の人に対しては、尊厳を守り、その人らしく住み慣れた場所で暮らすことができる支援が重要です。本市においては、介護者や介護施設従事者を対象に、人と人とのつながりをベースとした基本的コミュニケーションを重視した効果的なケア方法や事例等を活用した研修会等を開催しております。また、信頼関係を意識したチームケアが行われ、介護負担を軽減し

現場のストレスが最小限に抑えられることで、高齢者虐待を防ぐことができるよう研修機会を設けているところであります。今後とも、ユマニチュードに限らず認知症の人にとってより良い支援につながるよう取り組んでまいります。

次に、地域における認知症ピアサポートの環境整備については、本年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本的施策の一つとして、「認知症の人の社会参加の機会の確保等」が掲げられており、地域で暮らす認知症の人本人等からの発信やピアサポート活動の取組支援が重要とされています。また、8月に開催した美唄市地域包括ケア講演会では、国の認知症本人希望大使である丹野智文さんが「ピアサポートは認知症になったからこそできる役割」と話されていたところであります。講演会には本市の認知症カフェで活動している認知症の人も参加され、現在では、その方々がカフェを訪れる認知症の人や家族の話聞き、ピアサポート活動を行っております。話を聴いていただいた認知症の人本人や家族の共感を得ることで、仲間となり、定期的にカフェを利用するなど、交流機会の拡大につながっているところであり、引き続き、認知症の人本人や家族を支える様々な取組を進めてまいります。

次に、認知症の人の行方不明者対策の強化につきましては、認知症の人の行方不明者対策として、「見守り声かけ模擬訓練」を平成29年度より毎年行っているほか、令和5年度には、ICT技術を活用した見守り体制「安心おれんじネットワーク」を構築し、QRコードを活用した見守りシールやカードの作成、携帯

アプリを使用した行方不明者の捜索を行うなど、市民の方々にも協力をいただいているところです。こうした取組により、孤立している高齢者の相談や顕在化していない事案の早期発見など、警察と連携する機会がこれまで以上に増え、早期発見につながっているところです。今後とも認知症があっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてであります。補聴器等の購入を検討される場合、耳鼻咽喉科に受診し、医師の診断や意見を参考に、身体障がい者手帳に該当し、補聴器助成の申請を行う方と、手帳をお持ちでない方が直接補聴器販売店で購入される2通りの方法があります。聴覚補助器のうち補聴器は医療機器であることから、補聴器相談医に受診することや、認定補聴器技能者や言語聴覚士といった資格を持つ、耳や聞こえに精通した専門職に相談することが望ましいと考えています。市としましては、医療機関や販売店に所属し、専門知識を有する方の把握に努め、必要な情報提供を行ってまいります。

次に、聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設につきましては、令和5年度に策定いたしました「美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第9期計画」の策定に当たり、耳の聞こえの状態を調査した結果において、「ほとんど聞こえない。大きい声なら何とか聞き取れる」は、全体の回答数の12%でしたが、85歳以上では32.6%となり、加齢に伴い聞こえが悪くなっていく傾向にありました。市では、

加齢性難聴は高齢化が進行する我が国全体の問題と捉えており、全国市長会を通じ、後期高齢者や障がい区分に限らず、加齢性難聴等の軽・中等度難聴者等の補聴器購入に対する補助制度の創設と、難聴と認知機能低下との関連性の究明を図るよう、国に要望しているところであります。なお、道内におきましては、聴覚による身体障がい者手帳の交付を受けていない65歳以上の難聴高齢者に対し、補聴器の購入助成を行っているのは、35市のうち6市となっており、取組が進んでいない状況であります。このため、本市といたしましては、国の施策等の動向を注視するとともに、道内の他自治体の取組状況等の把握に努めながら、引き続き検討してまいります。

●教育長石塚信彦君(登壇) ヤングケアラーについてであります。本年6月「子ども・若者育成支援推進法」が一部改正され、ヤングケアラーへの具体的な支援の在り方として、市区町村において、任意の記名式や調査票ごとに異なる番号を付すなどの回収後に個人が把握できる方法による調査を実施することが重要であり、特に子どもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、学校等においてヤングケアラー自身に気付きを与えるようなアンケートを行うことが有効であると示されております。このため、教育委員会といたしましては、アンケートについて、子どもたちが分かりやすい表示や心情に十分配慮し、回答やその後の支援に抵抗感を強めることがないよう留意しながら、内容等の調査・研究を行い、実施に向けて取り組むとともに、対応については関係機関と連携を図ってまいります。

ます。また、ヤングケアラーは子ども自身や家庭が自覚しづらいことから、日常的に子どもたちと接している教職員が、正しい認識の下、アンテナを広げ、子どもの小さな変化に気付き、早期発見、対応につながるよう環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

●7番本郷幸治議員 1点だけ再質問させていただきます。車検切れ公用車の公務使用について。

繰り返しになりますが、このたびのあってはならない車検切れの再発防止については、リース会社からの事前通知など、二重・三重に確認できるような体制で是非取り組んでいただきたいと思っております。また、公用車の管理体制は、各所管で何台管理しているのかも伺います。

●市長桜井恒君 車検切れ公用車の公務使用についてであります。初めに、公用車の台数を所管別で申し上げますと、総務部14台、市民部23台、保健福祉部26台、経済部8台、都市整備部24台、市立美唄病院3台、農業委員会1台、教育委員会21台、消防本部24台となっております。また、所有形式別で申し上げますと、自己所有車は111台、リース車は33台となっております。

次に、リース車の車検切れ運行につきましては、リース会社側からの車検の案内は事前になかったところではありますが、対策の一つとして、車検満了日前に車検を促す連絡をいただけるような予防的体制が取れないかについて、確認してまいりたいと考えております。また、自己所有車の車検切れ運行につきましては、全庁的な取組として、車検期間等の情報把握や管理の徹底を図るなど、二重チェッ

ク体制により、しっかりと再発防止に努めてまいります。いずれにいたしましても、車検切れ運行はあってはならないことであると重く受け止め、今後こうした不適正な行為を繰り返すことのないよう、再発防止の取組に万全を期してまいります。

●議長谷村知重君 次に移ります。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員(登壇) 令和6年第3回定例会におきまして、大綱1点につき市長に伺います。

伺いたい点は、地方創生についてです。

一つ目として、地方の人口減少対策として示された「地方創生総合戦略」が10年目を迎えました。本市でも、2020年から2024年とした、第2期総合戦略が一区切りを迎えようとしております。市長は去年7月に就任しておりますので、就任以前に作成していた計画ではありますけれども、令和6年度の市政執行方針でも、基本姿勢の中で「人口減少に歯止めをかけ、未来に渡って持続可能な地域社会をつくるため、美唄に希望を持って住み続けるまちづくりを進めていかなければならない。そのために人口減少対策に先行投資をする」とおっしゃっております。産業活性化や雇用づくり、新しい人の流れを作る、子育ての希望、誰もが幸せを感じるまちづくりについて、そしてまた、デジタル田園都市国家構想戦略について、一つの大きな区切りとして、どのような達成があったのか。また、どのような課題が残ったのか。次に今後、市長公約や市政執行方針とともに、どのように地方創生を進めていくかについてお考えを伺います。

もう一つに、地方創生の一つとして、「中心

市街地」の活性化について伺います。本市の中心となる場所の捉え方として、少し前と今では、まちの様相が少し変わってきている。東側のショッピングモールに人の賑わいがあることで、まちの中心は一体どこなのか、多くの市民が感じているとお聞きをしております。今さらではあるのですけれども、病院、市役所、市民会館などの公共施設とコアびばい周辺の商業施設、これらが集まっているエリアを「中心市街地」と呼ぶということを改めて確認したいところであります。つまり「中心市街地」の再活性化、これを目指すための計画が「中心市街地活性化基本計画」であり、現在、策定に向けて進められていると認識しております。

そこで一つ目に、既に進められている、「立地適正化計画」と「中心市街地活性化基本計画」について、この二つの計画は、今後のまちづくりを行う上で大きな変革の鍵だと思っておりますけれども、これらの関係性についてはどのようなものなのか。

二つ目として、「中心市街地活性化基本計画」の策定をすることで、今後どのような取組が具体的に可能になるかについて市長に伺います。

●市長桜井恒君(登壇) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。日本における人口減少や地域経済の衰退といった深刻な課題に対処するため、地方の活力を高め、持続可能な社会を実現することを目的として、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方版まち・ひと・しごと総合戦略として、平成28年3月に第1期総合戦略を策定したもので、令和2年度

からは第2期総合戦略がスタートしているところです。第2期では、若者の流出などの社会現象に歯止めがかかっていない課題を踏まえ、「基本目標1 産業を元気にして安定した雇用を創出する」では、地元就職の促進や新規創業支援による雇用の確保、産業の創出など、「基本目標2 美唄の魅力を発信し新しい人の流れを作る」では、移住・定住促進や、ふるさと美唄応援団の創設による関係人口の創出など、「基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、高校生までの医療費の無償化や学校給食費の無償化による子育て支援など、「基本目標4 人口減少下においても誰もが幸せに暮らせるまちをつくる」では、集落支援員による地域コミュニティの活性化など、「基本目標5 デジタルの力を活用した取組を展開する」では、スマート農業の推進やコンピューター教育など、本市における地方創生の取組を進めているところであります。第2期総合戦略の進捗状況については、人口動向で申し上げますと、自然増減については、出生数の減少、死亡数の増加により、減少幅が拡大している一方、社会増減については、減少幅の縮小がみられており、これは、移住・定住施策の推進や子育て支援等の充実を図った成果が現われているものと受け止めているところであります。なお、第2期総合戦略については、今年度が推進期間の最終年となっているところであります。第3期の策定に向けては、令和8年度からの総合計画後期基本計画との整合性を図るため、期間を令和7年度まで1年延長した上で、来年度、後期基本計画と一体的に策定する方針としております。また、デジタル田園都市国家構想総合戦略を

含めた今後につきましては、労働者不足が様々な業種において顕著になってきているほか、町内会組織などの高齢化による役員等の成り手不足など、今後ますます人口減少や高齢化により拍車がかかっていくことが危惧されることから、人材の確保や育成だけではなく、地域課題の解決を図る上で、デジタル技術の活用は不可欠であるとの認識の下、引き続き、地方創生の取組を進めてまいります。いずれにしましても、少子化対策や地方分散社会の形成などは、自治体単独の対策では限界があり、国全体で進めなければならない大きな課題であると認識しておりますことから、今後とも、全国市長会などを通じた要望活動を行うなど、国の施策とも連携した取組を模索してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の活性化についてであります。中心市街地は、中心市街地の活性化に関する法律第2条において、「当該市街地に相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること」などが規定されています。このため本市におきましては、JR美唄駅周辺から市役所周辺までの東西エリア及びそこから南北に半径約500メートルの範囲を中心市街地と想定しているところであります。なお、中心市街地活性化基本計画は、市町村が地域住民や関連事業者をはじめ、様々な企業の参加、協力を得て、中心市街地を活性化するために自主的、自立的な取組を推進するための基本的な計画となっているところであります。

次に、立地適正化計画と中心市街地活性化

基本計画との関連性についてであります。両計画とも集約型都市構造の実現を目的とした計画であり、具体的には、市街地中心部における魅力づくりのため、立地適正化計画につきましては、主に公共施設の再編に関すること、中心市街地活性化基本計画につきましては、商業施設の整備などに関することを、それぞれ柱としており、双方の計画の整合性を図りながら、まちづくりを進めることで、求心力が向上した魅力あるまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。また、中心市街地活性化基本計画の策定により可能となることについてであります。市が実施する社会資本整備総合交付金や単独で実施する中心市街地活性化のためのソフト事業、少子化対策などととともに、民間が実施する商店街の施設整備や賑わいを創出するためのイベント開催などに、国の有利な財源確保やその他の支援が受けやすくなり、中心市街地で官民が具体的な活性化施策を進めることで、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することができるものと考えているものでございます。

●11番川上美樹議員 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が、本市の第2期総合戦略と期間を合わせるということで、あと1年、引き続き施行すること。また、地方創生として、多くの施策を行い、達成した事項については、職員の皆様のご努力があったのたまものだと思います。国から示された戦略を各自治体が知恵を絞って施策づくりに大変苦勞されたとは感じております。残された課題については、残り1年であること。また、市長公約や市政執行方針とあわせて実現に向かって進め

ていただければと思います。

そこで再度市長に伺いたいのは、デジタル化の部分についてです。私は以前「書かない窓口」ですとか、ちょっと大げさかなと思ったんですけども「スーパーシティ構想」について伺ってまいりました。「新しい人の流れをつくる」という部分では、2023年の東京圏における日本人の転入超過数は2019年と比較すると30歳以降で減少しているという結果が、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」に示されております。つまり何を言いたいかというと、コロナ禍におけるリモートワークの導入が一部で定着し、仕事と生活する住まい、これの切り離しが少しずつ首都圏で広がっているという数字が住民基本台帳に出ているという点です。是非こういうところに注目をしていただき、積極的なアプローチを美唄市がしていただければと思います。そして「誰もが幸せを感じるまちづくり」としまして、医療・介護、交通、それから教育、福祉、買い物、こういった少子化がもたらす地域の課題、こういったことは是非、デジタルを使って解決していくという考えで、先ほども言いましたけれども「書かない窓口」とか「スマート農業」と同じように「スーパーシティ構想」という考えでもって、地方創生の施策として、なるべく周辺地域での人口の奪い合いをするのではなくて、人が減ったとしても、デジタルの力で、その分を補っていくと。田舎だからこそ、それから高齢者が多いからこそ、それから人手が不足しているからこそ、本市が生き残っていくためには、私はデジタル化を大いに進めるべきだと考えております。「書かない窓口」は、

以前に職員との対面が少なくなってしまうので、いかがなものかというご意見もあったのですが、これについてはやはりデジタル化を少しでも進めていかないと、美唄は取り残されていくと思います。ですので、国や道が示すデジタルの施策に積極的に美唄市が手を挙げて、地方創生を今後進めていきいただきたいと思いますが、再度市長にこのことについて、お考えを伺います。

●市長桜井恒君 今後の地方創生の取組についてであります、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、地域の活性化と持続可能な社会の実現に向けた取組が不可欠であると認識しているところであり、特に、デジタル技術の活用を積極的に推進することにより、地域における労働者不足の解消を図るとともに、様々な分野での効率化と生産性の向上が期待されているところであり、本市におきましては、令和5年度に最高情報責任者C I Oである副市長を本部長としたD X推進本部を設置するとともに、庁内D X、地域D Xの取組を推進するため、C I O補佐官についても2人体制としたところであり、施策の取組といたしましては、農業従事者の高齢化や後継者不足といった現在の課題に対して、I o T技術や人工知能(A I)を駆使することで、効率的かつ持続可能な農業生産を実現するスマート農業の推進、学校等の教育現場におけるデジタル教育の推進については、A Iドリルを活用した個別最適化教育の展開により、児童生徒一人ひとりの学習進度や理解度に応じたきめ細やかな指導が実現できると認識しております。また、I T人材を輩出していくために、継続的にI T技術やデジタ

ル分野の学ぶ場を提供していく人材育成支援プロジェクト「未来クライム」や、民間との連携により子どもたちがデジタルの世界に触れ、学びを深められる場所として「P I T A A A N」を開設し、デジタル人材育成を行っているところであります。今後の取組といたしましては、予約する利用者に応じて運行する時刻や経路をA Iにより最適なルートを設定するA I デマンドバスの実証実験を10月より行うほか、来庁者の要件を聞き取り手続が必要な窓口の案内や申請書等の一部を書かないようにすることで、手続がより簡単になる「書かない窓口」の実現に向け調査研究を重ねているところであります。これらの取組を進めることで、社会課題の解決や魅力向上を図れるものと考えているところであり、今後におきましても、本市の実情に応じて、デジタル技術を適切に活用し、市民の皆様が安心して暮らせる環境を整備するための施策について、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

●議長谷村知重君 次に移ります。

5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員 令和6年第3回定例会におきまして、大綱1点、市長公約について市長にお伺いいたします。

大綱1点、市長公約、美唄市物価高騰対策臨時特別給付金についてであります。

市長の公約にありました物価高騰対策として、市民全員への1万円の美唄市物価高騰対策臨時特別給付金が給付されました。これにつきまして、まず3点質問させていただきます。

1点目は、支給実績についてであります。この給付金に関して対象であった人数、給付さ

れた人数、受け取りをされなかった人数をまずお伺いいたします。

2点目は、事業費についてであります。実施に伴う財源については、新型コロナウイルス感染症対策応援基金3,400万円を除く1億6,870万円が一般財源となり、このうち1億は、当初予算の農業振興基金及び商工業振興基金への積立金をそれぞれ5,000万円減額して捻出しました。そこで、減額した基金により事業には影響がなかったのか。また、令和5年度における最終的な積立額はどうなったのか、お伺いいたします。

3点目は、事業の効果と検証についてであります。令和5年第4回臨時会において、この給付金の効果測定、また事業検証を行うかについて、同僚議員の質問にもありました。この市長答弁については、「給付金がどのような影響を及ぼすかは様々であり、数字として表れるものではないが、一定の効果はあると考えている」とありました。この一定の効果がどのように出たのか、市長にお伺いいたします。

●市長桜井恒君(登壇) 美唄市物価高騰対策臨時特別給付金についてであります。初めに、給付金の支給実績につきましては、世帯数で申し上げますと、対象世帯数1万879世帯に対し、1万747世帯に支給しており、支給率は98.8%、人数で申し上げますと、対象者数1万9,136人に対し、1万8,999人に支給しており、支給率は99.3%となったところであります。また、給付金の受取を不要とする方につきましては、申請の段階で意思表示をしていただき、受取を辞退された方は、8世帯11人となったところであります。

次に、給付金の実施に必要な財源につつま

しては、一般財源1億6,870万円のうちの1億円は、令和5年度当初予算に計上していた商工業振興基金への積立金1億円のうち5,000万円、農業振興基金への積立金5,000万円全額をそれぞれ減額する財源対応としたところであり、この対応は基金積立金が通常の執行予算と違い、行政課題への対応等、将来的な財政支出への備えとして、各基金へ積み立てるための予算であることから、総合計画の推進や行政課題への対応などに、直ちに影響があるものではないとの考えに基づくものであります。令和5年度における最終的な積立額につきましては、ふるさと納税の増額や、特別交付税を一定程度確保できたことなどにより、結果として、商工業振興基金については当初予算と同額の1億円、農業振興基金についても3,500万円程度をそれぞれ積み立てることができたところであり、いずれにいたしましても、各種特定目的基金は、特定の行政課題の解決に向けた取組の財源に充てるための財源であることから、今後とも決算状況等にに応じて適宜積み立て、基金造成を図ってまいります。

次に、給付金は、物価高騰や円安により食料品や生活必需品などの価格が上昇し、市民生活へのさらなる影響が懸念される中、不安を抱える多くの市民の皆様を生活を支えるため支援を行ったものであります。このため、給付金の支給に当たっては、物価高騰の影響を受けている市民の皆様へ、できるだけ早い時期の支給を目指し、把握している指定口座に直接振り込む「プッシュ型」による支給を行うことで、スピード感を持って対応したところであり、また、物価高騰は全市民に

影響していることから、所得制限は設けず一律給付としたこと、電気などの光熱水費が急激に上昇している中、現金による支給は受け取った市民に最も効率が高い目的に使えることから商品券等ではなく現金支給としたこと、給付時期は「がんばろう！びばい応援券」の2次販売に間に合うよう支給したことなど、緊急的な対策として、効果を含め総合的に判断したものであります。給付金が日々の生活にどの程度の影響を及ぼすかは、人によって様々であり、その効果を数値により明らかにすることは困難であります。市民一人ひとりの生活は厳しく切実で、将来の見通しが立たない状況の中、市民の皆様それぞれに一定の効果があったものと考えているところであります。

●5番古賀崇之議員 3点目の事業の効果、検証について再質問いたします。

給付金が日々の生活にどの程度の影響を及ぼすかは人によって様々である。効果を数値で明らかにすることは難しいとの答弁であります。交付金を含め、財源を確保しているとは言え、2億近い予算を投入して実施した事業であり、事業効果に係る事後調査等は実施されていないものと思われ、本来、事業の効果・検証は必要であったと考えます。不安定な国際情勢による、エネルギー価格や物価高騰による市民生活への影響など、厳しい社会経済情勢の中、市民一人ひとりの生活は厳しく切実で、将来の見通しが立たない状況において緊急的に家計への支援を行ったものと理解いたします。市長が言われている一定の効果、これは具体的にどのようなものか、再度伺いいたします。

●市長桜井恒君 事業の効果についてであります。給付金は、物価高騰や円安により、食料品や生活必需品などの価格が上昇し、市民生活へのさらなる影響が懸念される中、不安を抱える多くの市民の皆様の生活を支えるため支援を行ったものであります。物価高騰の影響はそれぞれの家庭により様々ですが、電気代が2割から3割以上高騰したこと、ガソリン代が170円台に高騰したことのほか、食料品や生活必需品などが全般的に高騰した現状を踏まえ、支給対象や支給額についての議論が長引けば、支援は手後れになる恐れがあることから、時間をかけずに全市民に迅速に支給することを選択するなど、恒常的な効果を期待するよりも、一時的かつ緊急的な家計への支援を決断したものであります。また、給付金の支給に当たっては、市民の方から、「電気代やガソリン代が高騰している」、「学習塾など教育費が高騰している」、「おむつやおやつ代などが高騰している」、「食料品が高騰している」など、早期の支給を求める声が多く届いたところであり、物価高騰が様々な家庭や様々な年齢層に影響を及ぼしていることを私自身、強く実感し、的確な事業であったと考えているところであります。いずれにいたしましても、給付金が日々の生活にどの程度影響を及ぼすかは人によって様々であり、その効果を数値により明らかにすることは困難ではありますが、市民一人ひとりの生活は厳しく切実で、将来の見通しが立たない状況の中、市民の皆様それぞれに、少なからず一定の効果があったものと確信しているところであります。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時34分 延会

